

第22期第18回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年2月20日(月) 14時00分から14時34分まで
- 2 開催場所 高知市布師田3992-2 高知ちばさんセンター 2階「研修室1」
- 3 出席委員 前田浩志、澳本健也、浦尻和伸、小笠原利幸、木下清、問可柁善、
畠中悠、前田嘉広、石田実、蔭山純由、益本俊郎、川竹佳子、中澤芳江
(計13名)
欠席委員 中川幸成、山崎國光
署名委員 問可柁善、益本俊郎
県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長
漁業管理課 浜渦課長
事務局 飯田事務局長、井上次長、近澤チーフ、谷口主幹、坂本主事
- 4 審議事項
 - 第1号議案 高知県資源管理方針の一部改正について
 - 第2号議案 くろまぐろに係る高知県内融通取扱要領の策定について
 - 第3号議案 くろまぐろに係る高知県内融通取扱要領に基づく漁獲可能量の変更があった場合の事前承認について
 - 第4号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(小型定置網漁業)
 - 第5号議案 制限措置の一部変更について(小型定置網漁業)
- 5 報告事項
 - (1) 令和4管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ)の変更について
- 6 議事内容

飯田事務局長	定刻となりましたが、委員会の前に資料の差し替え及び追加について、ご確認をお願いいたします。議案については、事前に郵送した資料に変わりはありませんが、報告事項が1件追加となりましたので、委員会次第の差替えと、資料6の追加配布を行わせていただきましたのでご確認ください。 それでは、ただ今より第18回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。委員定数15名の内、出席委員は13名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。 では、会長、お願いいたします。
前田会長	皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。
松村部長	第18回高知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、年度末も近づいており何かとご多用なところ、ご出席いただき、また今日は今回はWebではなく、会場の方にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日の委員会の議案は5件でございます。

また、先ほど事務局から報告させていただいたとおり、くろまぐろの追加配分に伴いまして、追加で報告をさせていただきます。

第1号議案は、「高知県資源管理方針の一部改正について」でございます。これは、前回の委員会で答申をしていただいたくろまぐろの資源管理に関するものでございます。くろまぐろの漁獲可能性を漁法別、四半期ごとに設定するため、高知県資源管理方針の一部改正について、ご意見をお伺いするものでございます。

次の第2号議案は、「くろまぐろに係る高知県内融通取扱要領の策定について」でございます。これも、くろまぐろの資源管理に関するものです。実際の水揚げの状況によっては、漁法間で数量の融通を可能とするため、その取扱要領を定めるため、ご意見をお伺いするものでございます。

第3号議案は、「くろまぐろに係る高知県内融通取扱要領に基づく漁獲可能性の変更があった場合の事前承認について」でございます。これは、第2号議案でご意見をお伺いすることとしております取扱要領に基づく融通であれば、事前に海区委員会の承認を得ることで、できるだけ早く漁獲可能性に反映させ、漁業者の操業機会を確保しようとするものであります。

それから、第4号議案「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（小型定置網漁業）」と第5号議案「制限措置の一部変更について（小型定置網漁業）」は、香南市夜須町手結沖の操業区域において、新規操業の希望がある、小型定置網漁業の許可の数の上限を変更するとともに、それに伴い制限措置の許可すべき漁業者の数も変更するため、ご意見をお伺いするものでございます。

報告事項については先ほど申しあげましたように、くろまぐろの漁獲可能性の追加配分をいただきましたことに伴い、今年度の漁獲可能性を変更したことについて報告するものでございます。

委員の皆様におかれましてはそれぞれご審議のうえ、適切なお意見・ご答申を賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞ、よろしく願いいたします。

前田会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、中川委員、山崎委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、

問可委員と、益本委員にお願いします。

前田会長

それでは議題に入ります。

第1号議案、「高知県資源管理方針の一部改正について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

井上次長

それでは、第1号議案「高知県資源管理方針の変更について」ご説明いたします。資料1の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

4高漁管第1114号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法第14条第9項に基づき、高知県資源管理方針を一部改正したいので、同条第4項の規定により諮問します。令和5年2月14日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

資料2ページ目をお願いします。1番、今回の改正の経緯について、くろまぐろは、平成27年以降、WCPFCでの合意に基づく数量管理を開始し、平成30年7月以降は、法律に基づくTAC管理を行っており、高知県では現在、月別漁獲枠を設定して数量管理を実施しております。

昨年、県内の漁業関係者から漁法別数量管理の導入についての要望があったことから、昨年6月に開催された海区委員会において、県から漁法別管理に変更することについて諮問したところ、このことについて漁業管理検討部会に付託されました。部会では漁法別TAC管理について検討を実施し、前回、第17回の当委員会で「漁業管理検討部会としての数量管理方法案」が示されました。これを受けて委員会ではこの部会の案を6月の県からの諮問に対する答申とすることを決定しました。その答申の内容が、資料2ページ目となっています。

2番、この答申を受けて、県は新たなくろまぐろの数量管理方法について、釣り及び定置の漁法別で漁獲可能量を設定すること、管理期間については月別ではなく、四半期ごととすること、どちらかの漁獲枠が余った場合には、漁法間で枠を融通できるよう、新たに取扱要領を定めることとします。3番、この新たな数量管理は令和5年4月1日開始の令和5管理年度から適用することとします。

3ページ目に移りまして、くろまぐろTAC管理の変更について説明します。図の左側、現行では月別の漁獲枠で管理することやその配分割合、またその月の未利用分の繰越しや超過分の差し引きなど、くろまぐろの数量管理方法は、高知県資源管理方針の別紙1-4くろまぐろ小型魚、別紙1-5くろまぐろ大型魚に規定されており、これに基づき、採捕停止命令の発出や国からの追加配分や融通による漁獲可能量の変更などの数量管理を行っています。

図の右側改正案ですが、月別から漁法別・四半期ごとの管理に変更するために資源管理方針の別紙1-4及び1-5を改正することと併せて、漁法間での融通のルールを規定した「くろまぐろに係る高知県内融通取扱要領」を定めます。この2つの規定に基づき、採捕停止命令の発出や国からの追加配分や融通による漁獲可能量の変更、漁法間での融通などの数量管理を行うこととなります。

5ページ目以降が資源管理方針の別紙1-4くろまぐろ小型魚及び別紙1-5くろまぐろ大型魚の新旧対照表となります。変更点ですが、まず小型魚、6ページ目の(3)知事管理区分及び漁獲可能期間で、現在の月別の管理区分を新たに漁法別、四半期ごとに変更します。

7ページ目の第3漁獲可能量の知事管理区分への半分の基準について、管理区分で未利用分や超過分が発生した場合の繰越し・差し引きの方法や融通により配分された数量の按分方法については、現在と同様に行います。

8ページ目、漁法間の融通の仕組みについては別途要領に定めることを規定します。管理区分別の割合を示した表ですが、右側、現在の月別から漁法別・四半期ごとに変更しており、この割合は前回の漁業管理検討部会の報告書に示された割合となっております。

9ページ目以降の大型魚についても、小型魚と同様の変更点となっております。

なお、13ページ目以降に別紙1-4及び1-5の変更案を添付しております。

最後に、本日の改正案を承認いただきましたら、国への承認申請を行いますが、その際に内容の変更を伴わない軽微な文言等の修正等が入る可能性があります、その際は事務局に一任していただきますようお願いいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

前田会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

浦尻委員

今回の議案についての質問ではないんですが、まぐろの規制のなかで、停止命令が出たときに、釣りのメンバーの中で積み立てプラスに入っている方は停止命令が出たときに魚を釣りに行けない、だけど保険に引っかけたことによって国から補助金がもらえる仕組みがあると思うんですが、そこに同じ釣りでも違う釣りがあるのかなと思ってちょっと聞いてみたんですけど。

浜渦課長 採捕停止命令が出された場合には高知県内の全漁業者が対象になりますが、共済制度とその上乘せの積み立てプラスについては、公的管理措置が守られたかを確認したうえで、減少があった場合には補償制度が適用になるという形になっていますので、入っているか入っていないかで採捕停止命令への対応が異なるということではございません。

浦尻委員 漁獲共済などに入っている方は補償があるが、入っていない方は補償がないといういことですか。

浜渦課長 そうです。

前田会長 他にございませんか。

前田会長 ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。
第1号議案、「高知県資源管理方針の一部改正について」は、原案のとおり改正することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長 ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長 続きまして、第2号議案、「くろまぐろに係る高知県内融通取扱要領の策定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

井上次長 それでは、第2号議案「くろまぐろに係る高知県内融通要領の策定について」ご説明いたします。資料2の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

4高漁管第1115号。令和5年2月14日 高知海区漁業調整委員会会長 前田浩志様。くろまぐろに係る高知県内融通要領の策定について。このことについて、別紙案のとおり措置したいので、貴会の意見を伺います。

ここからは、座って説明させていただきます。

それでは、資料の2ページをお願いいたします。1番、策定の経緯です。先ほどの第1号議案で説明いたしましたとおり、くろまぐろの数量管理方法これまでの月別から漁法別・四半期ごとの管理に変更することに併せて、新たに「くろまぐろに係る高知県内融通取扱要領」を定めます。

これは漁場形成の状況等により生じた未消化分の漁獲可能量を有効活用するために、漁法間での融通のしくみを定めるもので、この要領は柔軟

に見直しを行うものとします。

2番、融通のルールです。漁法間の融通は年2回、一定の条件に当てはまる場合に実施するもので、8月末と2月末の時点で漁獲枠の残量が多い漁法（A）の漁獲枠が70パーセントに満たず、かつ他方の漁法（B）の枠が70パーセントを超えている場合、それぞれ9月及び3月にAの漁獲枠の残りの2分の1をBの漁法に譲渡するというしくみです。

3番、施行日は、くろまぐろの数量管理方法が漁法別、四半期ごとに変更となる令和5管理年度開始日の令和5年4月1日とします。

3ページ目が先ほど説明した融通のルールを規定した取扱要領案となっております。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

前田会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

澳本会長代理

当該期間別の7月から9月で、その間の3ヶ月間の70パーセントという考え方でいいのでしょうか。例えば、4月から6月、7月から9月の半年間の間の残量の70パーセントなのかどちらでしょうか。

井上次長

最初の管理期間の4月から6月が終わった時点で余りがあれば次の期間に繰り越しになります。余りの70パーセントは7月から9月の期間の余りということにはなりますが、実質は前の期間も合わせた4月からの半年分の余りということになります。

澳本会長代理

分かりました。

前田会長

他にございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。
第2号議案、「くろまぐろに係る高知県内融通取扱要領の策定について」は、原案のとおり策定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

前田会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第3号議案、「くろまぐろに係る高知県内融通取扱要領に

基づく漁獲可能量の変更があった場合の事前承認について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

井上次長

それでは、第3号議案「くろまぐろに係る高知県内取扱要領に基づく漁獲可能量（くろまぐろ）の変更があった場合の事前承認について」説明いたします。資料3の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

4高漁管第1118号。高知海区漁業調整委員会様。くろまぐろの漁獲可能量について。くろまぐろに係る高知県内取扱要領に基づく数量の変更があった場合には、当該融通を反映した量に変更してよろしいか、漁業法第16条第5項において読み替えて準用する同条第2項の規定により諮問します。令和5年2月14日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます

それでは、資料の2ページ目をお願いいたします。くろまぐろの漁獲可能量については、変更の度に海区漁業調整委員会の意見を聴くことが漁業法第16条第5項に規定されております。しかし、融通による漁獲可能量の変更に係る手続きの迅速化を図り、本県漁業者の操業機会を増やすことを目的として、令和4年2月21日開催の当委員会において他の都道府県又は大臣許可漁業との間での数量の融通のうち、配分量を譲り渡すことなく一方的に譲り受ける「譲受」に伴う数量の変更があった場合に限り、漁獲可能量を当該譲受を反映した量に変更することについて、事前に当委員会の承認をいただき、後日その旨を当委員会に報告することとしました。

今回、くろまぐろに係る高知県内取扱要領に基づく漁法間の融通による漁獲可能量の変更についても、同様の理由により事前の承認をいただきたいものです。なお、この漁法間の融通を行った場合には、速やかに委員会に報告することといたします。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

前田会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第3号議案、「くろまぐろに係る高知県内融通取扱要領に基づく漁獲可能量の変更があった場合の事前承認について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

前田会長 ご異議ないようですので、第3号議案は原案が適当であると答申いたします。

前田会長 続きます。第4号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（小型定置網漁業）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

井上次長 第4号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について説明いたします。

 まず資料4の1ページ目をお願いします。4高漁管第1119号。令和5年2月14日。高知海区漁業調整委員会会長前田浩志様。高知県知事濱田省司。漁業の許可又は起業の認可方針について。このことについて別紙案のとおりその一部を改正したいので、貴会の意見を伺います。

 ここからは、座って説明させていただきます。

 これ以降の説明では、漁業の許可又は起業の認可方針について、「許可方針」として説明いたします。

 資料2ページ目、許可方針の改正理由について説明いたします。今回の改正は、手結地区における小型定置網漁業について、操業区域内で2名が新規操業を希望しており、このことについては、隣接地区などの関係漁業者の合意もあることから、許可の数の上限を変更するものです。

 3ページ目の新旧対照表をご覧ください。小型定置網漁業の操業区域6、手結地区の漁業者の数の上限を1から3に変更します。

 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

前田会長 ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長 場所がはっきり分からないので、地図を添付するようにして下さい。現状の許可があるところ、今回の新規のところと、分かるように海図なり地図なりを付けて下さい。

井上次長 次回から知事許可漁業の議案の際には、地図を付けるようにいたします。

前田会長 お願いします。

 他にありませんでしょうか。

益本委員 許可の適合性というのはどういう点でみるのでしょうか。関係地区の同意があるのは大事なことだと思うんですけど、他にどのよう

な点を勘案して許可することになるのでしょうか。

浜渦課長

許可申請が上がってきたときには漁業者の適格性を判断しますが、資源に問題がないこと、漁業調整が図られていることが基本になります。

前田会長

他に何かございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第4号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（小型定置網漁業）」は、原案のとおり改正することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

前田会長

ご異議ないようですので、第4号議案は原案が適当であると答申いたします。

前田会長

続きまして、第5号議案、「制限措置の一部変更について（小型定置網漁業）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

井上次長

資料5の1ページ目をお願いします。

4高漁管第1120号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則第4条第1項第15号に掲げる小型定置網漁業について、制限措置を一部変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和5年2月14日。高知県知事濱田省司。

この制限措置の変更については、先ほど説明しました、手結地区の小型定置網漁業について、第4号議案の許可方針の変更に伴い、制限措置の許可すべき漁業者の数を1から2に改めるものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

前田会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第5号議案、「制限措置の一部変更について（小型定置網漁業）」は、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

前田会長 ご異議ないようですので、第5号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長 議案は以上ですが、次に報告事項に移ります。
報告事項の「令和4管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について」、事務局の説明を求めます。

井上次長 それでは、資料6の3ページ目をお願いします。
今回は、くろまぐろに関する令和4管理年度の漁獲可能量に係る第6回融通要望調査の結果、国から小型魚の漁獲可能量について1.5トンの譲り受けがあったことから、国からの通知に基づき知事管理漁獲可能量を変更するものです。
資料の2ページ目、新旧対照表をご覧ください。今回の融通により、本県における大型魚の知事管理漁獲可能量は、資料の表中にありますとおり、「82.6トン」から「84.1トン」に変更になりました。今回配分された1.5トンは、現在の資源管理方針に基づき、期間別の割合に沿って、漁獲可能期間が終了していない月の割合の合計を分母とし、漁獲可能期間が終了していない各月の割合を分子とした係数を用いて知事管理区分に按分しております。その結果、2月に664キログラム、3月に836キログラム追加となり、漁獲可能量は、2月が4.58トン、3月が6.336トンとなりました。
それでは、ページが戻りまして資料の1ページをお願いいたします。ただいまの変更点については、1ページ目の内容のとおり、2月17日に告示を行い、同日に漁獲可能量を変更しております。
以上で事務局からの説明を終わります。

前田会長 ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

川竹委員 2ページの新旧対照表の中で、令和4年2月と令和4年3月となっているんですけど、これは令和4年で合っているんでしょうか。

井上次長 申し訳ありません。新旧ともに正しくは令和5年です。

前田会長 他に何かございませんか。

浦尻委員 お願いというか、要望があるんですけど。海区漁業調整委員会に結構来らしてもらってるんですけど、議案の差し替えが多すぎます、はっきり言っ

て。事務局の中で調べて当日の会議で変えるということはあまりあってはならないんじゃないかと思ってます。それに慣れたら、ずーっとそういうところが出てくるし、前回の会でもかなり議案の変更があったんじゃないかと思しますので、もう少し事務局の方で出す前には精査すべきではないかなと思います。

それからもう1点、先ほど会長が言われたように我々にわかりやすく、例えば図面を載せる、区域の中でここが定置ですよとか、相手の身になってわかりやすくしてくれるようにお願いします。

前田会長

他に何かございませんか。

前田会長

ないようでございますので、報告事項について終わります。

前田会長

それでは、これもちまして、第18回高知海区漁業調整委員会を閉会します。

(閉会)

本書は、第22期第18回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 前田 浩志 _____

議事録署名委員 問可 柁善 _____

議事録署名委員 益本 俊郎 _____